

福岡市内
就労選択支援事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい施設福祉課長

特定事業所集中減算に係る届出について（依頼）

全ての就労選択支援事業所は、年 2 回（前期・後期）、判定期間において就労アセスメントの利用が終了した利用者について、その後のサービス利用において、就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型につながった件数をそれぞれ算出し、移行した人数が多い法人（以下「移行率最高法人」という。）が占める割合を計算する必要があります。

また、計算の結果、移行率最高法人が 80%を超えた場合は、正当な理由がある場合を除き、特定事業所集中減算が適用されます。つきましては、所要の確認のうえ、移行率法人が 80%を超えた場合、以下の書類を提出してください。

記

1 提出書類

- （1）就労選択支援に係る特定事業所集中減算に関する届出書（様式 1）
- （2）移行率が 80%を超える「正当な理由」の根拠資料（「正当な理由」がある場合のみ）
- （3）変更届出書（様式第 6 号）
- （4）介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（国別紙 1）

※ （1）については、必要事項がすべて記載されていれば、事業所独自様式を利用することも可能。

※ 移行率が 80%を超える「正当な理由」がある場合は、（3）（4）は提出不要。「正当な理由」として不適当と判断した場合は別途提出を求めます。

2 判定期間、減算適用期間及び提出期限 ※15 日が休日の場合は前開庁日

【前期】

判 定 期 間：1 月 1 日～6 月 30 日
減算適用期間：10 月 1 日～3 月 31 日
提 出 期 限：9 月 15 日

【後期】

判 定 期 間：7 月 1 日～12 月 31 日
減算適用期間：4 月 1 日～9 月 30 日
提 出 期 限：3 月 15 日

3 判定方法等

就労選択支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（別紙 1）を参照

4 正当な理由の適否の結果について

移行率が 80%を超える「正当な理由」の適否の結果については、前期は 10 月中旬ごろ、後期は 4 月中旬頃に結果を通知いたします。

5 留意事項

- ・判定期間の途中に指定を受けた、又はサービス提供を開始した事業所も提出が必要です。
- ・移行率最高法人が80%を超えなかった場合についても、就労選択支援に係る特定事業所集中減算に関する届出書（様式1）を作成し、各事業所において5年間保存してください。
- ・書類作成時において、判定期間に就労選択支援の利用は終了したものの移行先が決まっていない利用者については、当該判定期間の算定対象には含めず、移行先が決まった時点の判定期間の算定対象となります（利用終了から1年間は定期的に移行先の把握を続けること。）
- ・減算対象事業所が、減算対象とならなくなる場合（例：前期の判定で、減算適用されたが、後期の判定で減算対象とならない場合）は、2の提出期限までに1（1）～（4）を提出してください。

6 提出方法

電子申請・届出システムで提出してください。

【福岡市】就労選択支援 特定事業所集中減算届出フォーム

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/apply-procedure/6933191600337012091>

7 様式等掲載場所

福岡市ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/r071001.html>

8 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市福祉局障がい施設福祉課施設指導第1係

TEL：092-711-4249 FAX：092-711-4818

E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp